

2016年6月

アフリカ知的財産ニュースレター 2016年6月号(Vol.10)

アフリカの裁判所による判決が示す知財の進展

はじめに

最近、アフリカでは知的財産に関する興味深い判決が数件言い渡された。これらの判決は、知的財産が力強く存続していること、この大陸が世界の他の地域で起こっている展開に遅れずについて行っていることを明らかにするものである。南アフリカ、ナイジェリアおよびウガンダで言い渡された判決について以下に論じる。

南アフリカ

商標侵害——南アの国内法と欧州連合の法の融合

Distell Limited v KZN Wines & Spirits CC.

この訴訟の争点は、「Black Knight」というウイスキーのブランドが、「Knight's Gold」という登録商標を侵害しているか否かという問題であった。この判決が重要なのは、それが上告最高裁判所まで持ち込まれた事案だからである。一般用語の「knight(騎士)」は非常に強いマークとは言えず、「black(黒)」と「Gold(金)」という文言によって問題の2つの商標は区別されるという理由で、最高裁は侵害不存在の判断を示した。

この判決を興味深いものにしてしているのは、商標侵害に関する法律を裁判所が慎重に分析しているという点である。南アフリカの判例はこれまで問題の範囲全体を検討する必要があると強調してきた、という認識がある。例えば、標章の見かけ、発音および外観；標章の支配的な特徴；消費者の記憶は不完全であるという事実；消費者は市場で商標に出会うのであって法廷で出会うわけではないという事実；商標が常に並べて表示されているわけではないという事実等が検討の対象となる。

今回、裁判所は、欧州連合の裁判所が「*商標の視覚的、音声的又は概念的類似性に関する包括的な評価*」を提唱しているとの認識を同時に示している。最近になって南アフリカの裁判官たちは両者の判断基準の融合を試みており、商標を比較する際に「*包括的な評価*」という文言を用いている。従って、混同惹起的な類似性に関する南アフリカの法は、欧州連合の法と極めてよく似ていることになる。

商標侵害——アドワーズ

Cochrane Steel Products (Pty) Ltd v M-Systems Group (Pty) Ltd.

この訴訟は、「アドワーズ」(検索連動型広告)がからんだ南アフリカで最初の(おそらくアフリカでも初の)訴訟である。

アドワーズに関わる事案で争点となるのは、商標権者の競業者がキーワードとして当該商標を買い取った場合——その結果として当該商標を検索する人が競業者のスポンサード・リンクや広告を目にすることになった場合、商標権が侵害されるか否かという問題である。米国、英国、EU、オーストラリアおよびニュージーランドには、この問題に関連する一連の判決が存在し、それらの判例は、スポンサード・リンクや広告が現実には混同を惹起しない限り商標権侵害は存在しないとの見解を示している。それと同時に、これらの判決を示した裁判所は、そのような広告は一般に混同を惹起しないとも述べている。ほとんどの人はインターネットがどのように機能するかを知っており、特定のブランドを検索すれば競合ブランドの広告が出てくるものであると理解しているからである。

この南アフリカの訴訟は上告最高裁判所まで持ち込まれ、同裁判所は国際的な判例の流れに従った判断を示した。南アフリカ国民はインターネット検索がどのように機能するかを理解しているため、混同は生じないだろうと述べたのである。インターネット検索では画面のあちこちに様々な広告が表示されるが、それらもまた自然な(スポンサー付きでない)検索結果から明瞭に区別される、という事実を裁判所は指摘している。ある広告に商標権者への言及が含まれていなければ、それは商標権者に関する広告ではないと消費者は推測するだろう。裁判所はこの点を以下のような文章にまとめている。

「消費者は、インターネット利用者が誰でも経験するように、検索の結果として表示されたハイパーリンクのうちどれをクリックすべきかを判断するに当たって、もみ殻の中から麦粒を選び分けなければならないだろう。おそらく苛々する作業になるだろうし、頭痛の種にすらなるかもしれないが、それによって消費者には複数の選択肢が提示され、ひいては競争が促進されることになる」

著作権侵害——出典表示としてのハイパーリンクの使用

Moneyweb v Media 24

この訴訟の事実関係は、オンラインのビジネスニュースサイトがビジネスニュースの記事を公開したことに始まる。その後、オンラインビジネスニュースのまとめサイトを運営する業者が、その記事のほとんどを複製して自らのサイトに掲載し、オリジナルの記事につながるハイパーリンクを設定した。その際に著作権侵害が存在したか否かが争点となったのである。

被告は「フェアディーリング」による抗弁を行った。この抗弁事由は、「新聞、雑誌又はこれらに類する定期刊行物における時事報道を目的として」テキストをコピーすることは、出典および原著者が「言及」されている限り適法とされるというものである。これについては様々なファクターを考慮する必要があると裁判所は述べている。そのようなファクターの例としては、使用された媒体;オリジナル記事の公開からその複製の公開までの期間;再録されたテキストの総量;出典表示の範囲等が考えられる。

ハイパーリンクの存在は十分な出典表示となる、と裁判所は認めている。ハイパーリンクがどのようなもので、どのように機能するかは誰でも知っているからである。しかし、それでも「フェアディーリング」の抗弁は成立しない。問題の記事は事実上一語一句まで複製されたものであり、原告のサイト上で記事が公開されてから被告のサイトで公開されるまでに僅か 7 時間しか経過していないからである。従って当該記事に関する著作権は侵害されている。

ハイパーリンクの使用は出典表示として十分であるという裁判所の見解は、実際問題として大きな重要性を持つことになるだろう。

ナイジェリア

商標——国際企業の商標の侵害

Renaissance Hotel Holdings Inc v De Renaissance Hotel Limited

この訴訟において裁判所は、ナイジェリアでは実際に営業していない国際的大企業の権利を支持する判決を下した。この米国企業は 1981 年以來、自らが営むホテル業に関して商標「Renaissance(ルネサンス)」と筆記体の「R」のロゴを使用してきた。同社は米国 29 の州と世界中の数多くの国にホテルを所有しており、分類 43 に属するナイジェリアの商標登録を取得していた。

この米国企業は、ナイジェリアの企業がホテルサービスについて自らの商標を使用していることを発見し、商標侵害と偽った通用のかどで当該ナイジェリア企業を提訴した。証人の一人の証言によれば、同人はニューヨークで「ルネサンス・ホテル」を見たことがあり、同ホテルとナイジェリアのホテルとの間に関係があるか否か疑問に思ったことがあるという。

裁判所は、商標侵害と偽った通用の両方を認め、ナイジェリア企業に対し多額の損害賠償の支払を命じた。その過程で、裁判所はナイジェリアの過去の判例 *Ferodo Ltd v Ibetho Industries Ltd* (2004) 5NWL R PT. 866 P. 317 に言及している。この判例において裁判官は、商標登録は「自らの商品を市場に出し又は販売する際に当該商標を使用する排他的権利を権利者に与える」と述べている。「他の者が権利者の同意なしに、登録商標と同一の商標あるいは欺罔又は混同を生じさせる程度に登録商標に酷似した商標を使用した場合、権利者は商標侵害、偽った通用又はその両方を主張して訴訟を提起する権利を有する。」

ウガンダ

商標——外国の登録の関連性

Nairobi Java House Ltd v Mandela Auto Spares Ltd

この事案は商標に対する異議申立であり、コーヒーショップおよびレストラン(分類 43)に関する商標「*Nairobi Java House Coffee & Tea*」の登録出願が登録商標「*Javas*」および「*Café Javas*」に基づいて拒絶されるべきか否かが争点となった。裁判所は、混同可能性は存在しないとの見解を示した。「*Java*(ジャワ)」という語はコーヒー豆の種類又は特定の島の名称であって識別性を持たないからである。

しかし、この判決を注目すべきものにしていないのは、異議申立の根拠となったウガンダの商標登録に先立って商標出願人が自社の本国(隣国のケニア)で自社商標を登録しているという事実を考慮すべきか否かという問題の検討に、裁判官が長い時間をかけているという点である。そのため裁判官は、商標法と国際情勢に関わる一定の側面、すなわちパリ条約の一定の互惠規定、外国の商標登録の関連性に関してウガンダ商標法に定められたいくつもの珍しい規定、東アフリカ共同体(ウガンダ、ケニア、ルワンダおよびブルンジから構成される国家グループで、参加国間での商品およびサービスの自由移動を円滑にすることを目指している)等の事項について、詳細な分析を展開することとなった。その上で、登録機関は先行するケニアの登録を考慮すべきだと裁判官は結論している。

残念ながらこの判決はあまり明瞭なものではないため、外国での先行登録がウガンダ国内でどのような効果を持つかを判断することは困難である。東アフリカ共同体に属する国々での登録は特別な地位を享受できるということかもしれないが、その点すら確言されていない。とはいえ、この裁判官がどれほど誠実であるか、この事案をどれほど真剣に捉えているかを考えると、非常に心強い思いがする。

肖像権

Asege Winnie v Opportunity Bank and Maad Limited

これは未踏の地に一步踏み出した革新的な判決である。この訴訟で問題となったのは、銀行がオレンジを抱えた女性の写真を広告に使用したことであった。原告はウガンダでは明らかに著名な農家の女性であり、自らの写真を同意なしに使用したかどで銀行を提訴した。原告の主張した訴訟理由は、肖像権の侵害、プライバシーの侵害、偽った通用、不当表示、虚偽保証、秘密漏示および不当利得であった。

裁判所は原告に有利な判決を言い渡し、原告の肖像権は侵害されていると判示した。肖像権とは、自身の名称および肖像の商業的使用を管理する権利を個人に与えるものだ、と裁判所は述べている。また、プライバシーに対する原告の憲法上の権利も侵害されていると裁判所は認定した。裁判所はさらに、偽った通用、不当表示、虚偽保証および不当利得の存在を認め、原告が指導的な農業従事者としての評判を得ているという事実に言及している。裁判所は、銀行に対し、加重的損害賠償を支払うとともに、問題のプロモーション活動から得られた利益の5%を原告に支払うよう命じた。

この判決は批判を浴びることとなった。批判の大半は、この訴訟の奇妙な側面——銀行が使用した写真が3枚の別々の写真(頭部のショット、胴体のショットおよび脚のショット)を合成したものであり、広告に使用されたのは原告の胴部のみであった——に関係していた。そのため、公衆が当該広告に使われた写真から原告を連想するだろうという結論に裁判所がどのようにして到達したのか、批判する側は理解できなかったのである。

そして、この判決はウガンダの法を大幅に前進させるものである。

結論

アフリカの裁判所が今日的な知的財産問題に対処しつつあり、かつ、知的財産に関わる訴訟を非常に真剣に捉えているという事実は、明るい未来を示唆する兆候である。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 6 (2016年6月)

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.
Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2016年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisherが英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情
報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメン
トは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証
するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、
掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETROは、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情
報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に
提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いかねま
す。